

地方自治体による総合特区の評価について

1 総合特別区域の名称

持続可能な中山間地域を目指す自立的地域コミュニティ創造特区

2 総合特区計画の概要

別紙のとおり

3 総合特区計画の指定時期及び認定時期

平成23年12月22日指定

平成24年2月28日認定（平成25年3月29日最終変更）

4 財政・税制・金融支援の活用実績

金融支援（利子補給金）：2件

小国地域における生活交通事業（過疎地有償運送）で、NPO法人MTNサポートがマイクロバスを購入する際に、総合特区支援利子補給金制度を活用することによって事業者の金利負担が軽減され、事業が円滑に実施された。

5 規制緩和を活用した事業の実績

地域活性化事業：過疎地有償旅客運送マイクロバス有償貸渡事業（通達「過疎地有償運送者による自家用マイクロバスの有償貸渡しの取扱いについて」平成25年3月21日付国自旅第599号）

総合特区内において、過疎地有償運送を行うNPO法人がマイクロバスのレンタカー事業を行う場合、マイクロバス以外の車両を使用した2年以上のレンタル事業の実績を有していなくても、レンタカー事業開業当初から他人の需要に応じて過疎地有償運送の用に供する自家用マイクロバスのレンタルを行うことが可能になったもの。

NPO法人によるマイクロバスのレンタカー事業については、山古志地域・太田地区及び小国地域において準備が進められているところであり、今後規制緩和の活用が期待される。

6 地域独自の取組の状況

市では、NPO法人が行う生活交通サービスに対して財政支援（地域生活交通補助金）することにより、生活交通を維持することができた。また、NPO法人等に対して、地域づくり等の専門家を招いた研修会の開催や先進地視察なども実施しており、地域の多様な活動を支援することでコミュニティ機能の維持等に寄与し、中山間地域の生活交通の維持に貢献した。

7 目標に向けた取組の進捗に関する評価

【平成25年度 川口地域】

評価指標（1）：住民基本台帳人口

目標値：4,865人 実績値：4,800人 [達成度 98%]

評価指標（2）：市政への満足度（バス・電車など公共交通機関）

「満足である」又は「どちらかといえば満足」

目標値：43.7% 実績値：47.1% [達成度 107%]

評価指標（3）：民間路線バスが運行していない集落のうち、NPO法人が行う生活交通事業により運行サービスが受けられる市民の割合

目標値：100% 実績値：100% [達成度 100%]

8 総合評価【平成25年度末現在】

NPO法人による生活交通事業については、総合特区支援利子補給金制度を活用し、平成24年度から小国地域で開始された。川口地域でも平成25年度から開始され、山古志地域・太田地区では、平成26年度から事業開始予定である。住民が主体となった運営が順調に進められており、全体として計画どおりに進捗している。

今後とも、更なる収益性の向上を図るため、規制の特例措置の実現（過疎地有償運送の旅客範囲の緩和）を図るとともに、事業者と地域住民との協働推進やバスの利活用促進に向けて、取組を推進する。

持続可能な中山間地域を目指す自立的地域コミュニティ創造特区 (新潟県長岡市)

【区域】 長岡市の区域のうち、山古志地域、小国地域、栃尾地域及び川口地域並びに太田地区

【目標】 誰もが安心して暮らし続けられる地域

過疎高齢化が進行する中山間地域。水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の伝承等の多面的・公益的機能の維持を図るとともに、何よりも暮らし続けたいという住民の想いに応えなければならぬ。

【背景】 新潟県中越地震を契機とした地域社会の変化
復興過程で地域の将来に対する住民意識が高まり
地域づくりを目指す住民とNPOの活動が活発化

【課題】 生活サービスの継続性の確保
行政や企業に代わる新たな主体によって
継続的にサービスを提供する仕組みが必要

【解決策】 相互扶助の精神による住民参画を基盤とし、既存の概念にとらわれずに限られた経営資源の多目的利用を進め、経営の安定化、経費の削減及び収益の多様化を図り、生活サービスの継続性を確保する。

地域の足を自分達で守ろう

地域住民



いつまでもこの地域に住みたい

経営安定化

会費の負担
運賃の負担

経費の削減

労務・技術の
無償・安価提供

サービス提供

バスの定期運行

NPO法人



地域住民の支えと
バス多目的利用により、
生活交通事業の
継続性を高める。

収益多様化

運賃の負担
レンタル料の負担

サービス提供

バスの定期運行
車両のレンタル

住民団体・来訪者



住民団体の移動にバスを使おう

来訪者からバスを利用してもらう

成功体験はNPO法人の求心力を高め、地域社会を支える大きな原動力となる！

さらに、買物・見守り・除雪等の暮らしを支えるサービスの提供や収益の多様化のための旅行業等を行うことにより、生活サービスの充実と継続性の確保を図り、「誰もが安心して暮らし続けられる地域」の実現を目指す。

総合特区制度の活用状況

財政・税制・金融支援の活用実績

○金融支援(利子補給金):2件

小国地域の生活交通事業で、NPO法人がマイクロバスを購入する際に、総合特区支援利子補給金制度を活用。NPO法人の金利負担が軽減され、事業が円滑に進められた。

新たな規制の特例措置等の提案

○自家用マイクロバスの貸渡しの許可基準の緩和 **実現!**

【内容】自家用マイクロバスの貸渡し許可にあたり、必要となる乗用車等での2年以上のレンタカー事業経営実績を不要とすよう緩和すること

現状

- 平成25年3月29日総合特別区域計画変更が認定され、特例が活用可能に。
- 今後、白バス行為防止措置の具体的な内容(パンフレット作成等)について国交省の了承を得るとともに、運営協議会における合意形成(過疎地有償運送車両を貸渡車両として兼用することについて)を経て、NPO法人が許可申請を行う。
- 現在、山古志地域・太田地区及び小国地域において準備が進められている。(川口地域では、特区制度外(10人乗り以下)のレンタカー事業を平成25年8月から実施。)

○過疎地有償運送の旅客の範囲の緩和 **協議中**

【内容】過疎地有償運送の旅客の範囲について、地域内の住民及びその親族等であって、旅客名簿に記載されている者及びその同伴者に限定する現行の基準を緩和すること

現状

- 住民生活に必要な不可欠である雪下ろし、除雪等の生活支援型ボランティアを対象旅客とすることについて、平成25年12月23日現行法令の解釈の範囲で認められた。(平成26年2月川口地域、小国地域で活用実績あり)
- 旅客範囲の拡大については、国土交通省が設置した検討会が平成26年3月20日最終とりまとめを報告。これを受け、国土交通省で引き続き検討中。

総合特区計画の認定

総合特区の評価

(個々の総合特区に関する評価)

- ・指定地方公共団体及び事業実施主体が自ら行うことが原則
- ・指定地方公共団体が評価結果を評価書として取りまとめることを基本
- ・評価書の取りまとめに際しては、地域協議会を活用して行う

原則として、最初の認定から
1年を経過した時点の
年度末までに実施
(以降、毎年実施)

規制の特例措置等の評価

- ・評価書等を踏まえ、当該規制の特例措置等の所管省庁が行うことを基本
- ・複数の省庁にまたがる規制の特例措置等の評価については、内閣府が関係府省と協力して実施

国と地方の協議会による審議

総合特区評価・調査検討会(有識者により構成)において調査・検討

総合特区推進WGへの報告